

高松市中央卸売市場使用料等滞納整理事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、高松市中央卸売市場業務条例（昭和46年高松市条例第42号。以下「業務条例」という。）第59条第1項に定める市場施設の使用料及び同条第2項の市場において使用する電気、水道等の費用（以下「使用料等」という。）の滞納整理事務に関し、業務条例、高松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年高松市規則第3号。以下「施行規則」という。）並びに高松市債権管理条例（平成24年高松市条例第83号以下「債権条例」という。）及び高松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和31年高松市条例第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2条 滞納整理事務は、使用料等を指定納期限までに納入しない者（市場施設の使用資格が消滅した者も含む。）に対し、さらに納期限を定めて督促し、これを完納するまでの一連の事務をいう。

(基本方針)

第3条 前条の事務は、次の基本方針に基づき実施するものとする。

- (1) 長期滞納の未然防止と滞納解消のための督促及び指導
- (2) 3か月を超える滞納者に対する納付相談及び納付指導
- (3) 特に悪質な滞納者に対する施設使用許可の取消し及び法的措置の行使

(督促)

第4条 督促は、施行規則第47条に規定する指定納期限までに完納しない者に対し、高松市税外収入金の延滞金に関する条例第2条に基づき、高松市中央卸売市場施設使用料督促状（様式第1号）及び高松市中央卸売市場電気及び水道料等納付金督促状（様式第2号）を発行するものとする。

(延滞金)

第5条 前条の規定により発した督促状に指定した期限までに使用料等を完納しないときの延滞金の徴収は、高松市税外収入金の延滞金に関する条例第4条に基づくものとする。

(催告)

第6条 督促状の指定納期限までに完納しない者については、次の各号のいずれかの方法による催告を行うものとする。

- (1) 電話による催告
- (2) 訪問による催告

2 市長は、前項各号に定める催告を行ったにもかかわらず、3か月以上使用料等が滞納となった

者については、納期限を指定して納入催告書（様式第3号）を発行し、催告するものとする。この場合の納期限は、発行の日の翌日から起算して10日を経過する日とする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日に関する法律」という。）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

（債権管理台帳の作成）

第7条 前条の規定による催告を行ったときは、債権管理台帳を作成し、以後の完納までの処理を記載するものとする。

（面談による催告）

第8条 市長は、第6条第2項に規定する催告によっても納付しない者には、高松市中央卸売市場管理事務所に呼出し等を行い、年に1回以上、面談による催告を行い、当該債権に関し必要な措置を取るものとする。

2 市長は、前項の規定による催告を行った結果、納付の確約があった場合は、納入誓約書（様式第4号）を徴取するものとする。

3 市長は、前項の規定による誓約書を徴取し、かつ、債権条例第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、分割納付を認めるものとする。

なお、分割納付の額については、滞納者の経営状況等を考慮のうえ決定する。

（強制執行等）

第9条 市長は、前条に基づく面談による催告が行われた日（面談に応じなかった者等については、市長が指定した日）から1か月を経過しても、使用料等が納付されなかったときは、施設の使用料については債権条例第9条各号に規定された措置を行うとともに、業務条例により許可を受けている施設で、電気及び水道料等を滞納している場合は、電気等の供給を文書で通知した後に停止することができる。

（訴訟の提起）

第10条 市長は6か月以上使用料等が滞納となった者で、業務条例により許可を受けている施設を使用している場合については、業務条例第19条第1項、第28条第1項及び第39条第1項の規定により許可を取り消すとともに、使用施設の明渡しを求めるものとする。

2 前項により使用を取り消したものが、施設の明け渡しに応じないときは、当該滞納者に対する使用施設の明け渡しに係る訴訟を提起することができる。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

(その他)

第 12 条 高松市公設花き地方卸売市場の滞納整理事務処理については当分の間、この要領を準用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

高市管 号 外
年 月 日

様

高松市長

印

高松市中央卸売市場施設使用料督促状

貴社（店）がお支払いいただくべき施設使用料につき、下記のとおり未納となっておりますので、指定期日までに必ず支払ってください。

なお、指定期日までに支払われない場合は、高松市債権管理条例等関係法令の規定に基づき、使用許可の取消や訴えの提起を行うなどの法的措置をとる場合があります。

記

1 施設使用料（ 年 月 日納期限分）

区分	納付書番号	金額
施設使用料		円
指定期日	年 月 日	

2 施設使用料に係る延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた延滞金を納めていただきます。

お問い合わせ先

所属

住所

電話番号

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高市管 号 外
年 月 日

様

高松市長



高松市中央卸売市場電気及び水道料等納付金督促状

貴社（店）がお支払いいただくべき電気及び水道料等納付金につき、下記のとおり未納となっておりますので、指定期日までに必ず支払ってください。

なお、指定期日までに支払われない場合は、高松市中央卸売市場使用料等滞納整理事務処理要領の規定に基づき、使用許可の取消や訴えの提起を行うなどの法的措置をとる場合があります。

記

電気及び水道料等納付金（ 年 月 日納期限分）

区分	納付書番号	金額
電気使用料		円
水道使用料		円
指定期日	年 月 日	

お問い合わせ先
所属
住所
電話番号

様

高松市長

印

納入催告書

あなた（貴社）の下記 につきましては、督促状により納入をお願いしておりますが、いまだに納入されておられません。

このまま放置されますと、本市としましても、強制徴収を行わざるを得なくなりますので、同封の納付書にて、 年 月 日までに納入いただくようお願いします。

なお、納入方法等についてご相談に応じることもできますので、何かご事情がありましたら、下記までご連絡ください。

記

債務の内容	調定年度	納付書番号	納期限	滞納金額（円）	延滞金額（円）	合計（円）
合 計						

指定納期限	年 月 日
-------	-------------

お問い合わせ先
所属
住所
電話番号

※ 本状と行き違いに納入されました場合には、ご容赦ください。

（宛先）高松市長

債 務 者	住所（所在地） 氏名（名称） 電話（自宅）（携帯）	印
連 帯 保 証 人	住所（所在地） 氏名（名称） 電話（自宅）（携帯）	印

納 入 誓 約 書

の 金については、私（連帯保証人）に下記のとおり納入義務があることを承認し、次の計画により、今後、誠意をもって納入することを誓約します。

なお、分割金の支払いを怠り、その金額が分割金2回分に達したときは、催告を要せず当然に期限の利益を失い、直ちに返還金残額を支払うことを申し添えます。

1 滞納金

債務の内容	調定年度	納付書番号	納期限	滞納金額 （円）	延滞金額（円）
					法令に基づく金額
合 計					

2 納入計画

回	年月日	金額（円）	回	年月日	金額（円）
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

3 分割納入の理由

4 担保